

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第123号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第176号）

下菊橋測水所における補助水位標が低水護岸のみに取り付けてあるが、高水敷きに水位が達した場合の水位の計測方法を記載した文書

2 担当課（所）

土木部辰巳ダム建設事務所

3 異議申立て等の経緯

ア H23. 1. 6 公開請求	エ H24. 1. 27 諮問
イ H23. 1. 20 不存在決定	オ H25. 3. 19 答申
ウ H23. 2. 7 異議申立て	

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>異議申立人は、水位が高水敷きに達した場合の観測方法を記載した作業計画書について、実施機関が観測を委託する業者から提出を受け確認し承認しておかなければならないものであり、その旨の文書が存在するはずであると主張している。</p> <p>一方、実施機関は、その時の状況等に応じて委託業者が臨機応変に対応しているもので、予め決めているものではないと述べている。</p> <p>当審査会において、下菊橋測水所における流量観測時の第1及び第2見通断面の水位の具体的な観測方法について説明を求めたところ、従来から次のような方法で水位を測定することが通例であるが、このような観測方法について指示・打合せ等を行ったことを記載した公文書は保管していないと説明があった。</p> <p>① 護岸肩から水表面までの斜面長を計測し、                  ② 斜面長とその勾配から、護岸肩から水表面までの垂直距離を求め、                  ③ 護岸高から②で求めた垂直距離を差し引いて水位を求める。</p> <p>以上のようなことから、高水敷きに水位が達した場合における観測方法を指示した文書が存在しなければ観測が不可能となるとまでは断言できず、本件公開請求に対応する公文書は存在しないとの実施機関の主張は不合理ではない。</p>

5 審議経緯 審査回数 4回

(別 紙)  
答申第123号

# 答 申 書

平成25年3月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成23年1月6日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

下菊橋測水所における補助水位標は、低水護岸にのみ取り付けられているが、高水敷きに氾濫した場合の水位の計測方法を記載した文書

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成23年1月20日に、本件公開請求について、不存在決定を行い、保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

計測時の状況に応じて、適切な方法を採用することにしており、個別理由を記載した公文書は存在しない。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成23年2月7日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成24年1月27日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

下菊橋測水所における補助水位標を低水護岸のみに設置したが、水位が高水敷きに達し

た場合の（高水）観測方法を定めておかなければ、観測は不可能になる。実施機関は、不  
存在決定通知書において、「適切な方法を採用する」と述べているが、そのように決めている  
のであるから、計測時の状況に応じた測定方法を予め定めた公文書は存在するはずであ  
る。

理由説明書で、高水観測については、状況等により委託業者が臨機応変に対応している  
ので予め決めているものではない、と書かれているが、高水観測は突然発生する洪水観測  
であり、作業者の安全と観測精度の確保のため、作業計画書に観測方法の選択内容を予め  
記載し、発注者はこれが適切かどうかを確認して、承認していなければならないものであ  
る。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

下菊橋測水所には自記水位計を設置し、基準点位置に計測可能な最低水位を零点として  
低水護岸、転落防止柵、測水所基礎部等を利用して計画高水以上まで基準水位標を設置し  
ている。

補助水位標は、流量観測時の水位を第1横断面及び第2横断面で読み取るために設置す  
るものであり、現在は低水護岸部にのみ取り付けられているが、高水観測時には、安全を確保  
しながら、その時の状況等に応じて委託業者が臨機応変に対応しているもので、予め決め  
ているものではなく、公文書としては存在しない。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の  
公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務  
が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加によ  
る公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開  
の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を  
基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

##### 2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

下菊橋測水所において、流量観測のための第1横断面及び第2横断面を設定した地点の  
補助水位標を低水敷きのみを設置したことに関して、高水敷きに水位が達した場合の水位  
測定方法を記載したとされる文書である。

なお、本件において使用されている「測水所」との表記について、実施機関に確認した  
ところ、水位観測所を含む流量観測地点の意であるとのことであった。

また、「水文観測業務規程」（平成14年4月22日付け国土交通省事務次官通達）では、  
水文観測における「観測所」とは、「観測を定常的かつ継続的に実施するための施設又は観  
測地点」と規定されている。

### 3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、水位が高水敷きに達した場合の観測方法を記載した作業計画書について、実施機関が観測を委託する業者から提出を受け確認し承認しておかなければならないものであり、その旨の文書が存在するはずであると主張している。

一方、実施機関は、その時の状況等に応じて委託業者が臨機応変に対応しているもので、予め決めているものではないと述べている。

当審査会において、下菊橋測水所における流量観測時の第1及び第2見通断面の水位の具体的な観測方法について説明を求めたところ、従来から次のような方法で水位を測定することが通例であると説明があった。

- ① 護岸肩から水表面までの斜面長を計測し、
- ② 斜面長とその勾配から、護岸肩から水表面までの垂直距離を求め、
- ③ 護岸高から②で求めた垂直距離を差し引いて水位を求める。

しかしながら、このような観測方法について指示・打合せ等を行ったことを記載した公文書は保管していないとのことであった。

以上のようなことから、高水敷きに水位が達した場合における観測方法を指示した文書が存在しなければ観測が不可能となるとまでは断言できず、本件公開請求に対応する公文書は存在しないとの実施機関の主張は不合理ではない。

また、異議申立人の主張は、業務委託の具体的な実施方法の妥当性について言及するものであるが、当審査会はその当否を審議する立場にはなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

### 4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 1 月 27 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 7 6 号)
平成 24 年 4 月 16 日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成 24 年 8 月 28 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 24 年 11 月 8 日 (第 232 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 11 月 29 日 (第 233 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 12 月 25 日 (第 234 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 25 年 1 月 25 日 (第 235 回審査会)	○事案の審議を行った。